

令和6年度 藤枝市立 高洲南小学校 いじめ防止基本方針

子どもが安心して学べる学校

いじめを許さない学校

思いやり溢れる学校

基本方針

- *校訓「自立 愛」のもと生徒指導の5本の柱を大切に児童理解に努めます。
- *学校、学級内にいじめを許さない雰囲気を作ります。
- *児童の規範意識（きまりを守ろうとする意識）、自尊感情（自分を大切に思う気持ち）、人権感覚（互いを尊重する感覚）を高めます。
- *生徒指導が機能する授業、縦割り班活動、ピアサポート活動などを通して、学校内・学級内に人間的ふれあいの場を継続します。
- *いじめの早期発見、積極的な認知を行い、継続的に適切な指導を行い早期に解決できるようにします。

【未然防止】

- *相手とのかかわりを大切にして、児童一人一人が学校・学級内に居場所があり、温かな思いやりのある学級作りを行う。
 - *道徳の時間や学級活動、ピアサポート活動を通して、思いやりの心や児童一人一人がかけがえのない存在であるといった命を大切に育む。
 - *児童自ら「いじめは決して許されないこと」という認識を持つよう様々な活動を通して指導する。
 - *職員も「いじめは絶対許さない」という姿勢で臨んでいることを、様々な活動を通して示していく。
 - *学校生活アンケートを年間2回実施し、その結果と児童の様子の変化などを教職員全員で共有する。
- 昨年度の取り組みの評価——
- 「あいさつ」は、人と人を結ぶ大切な言葉として、年間を通じて指導に取り組んだ（特に2学期の重点目標）。高学年の自主的な取り組みが見られ、よい人間関係を築くことができた。5本の柱のもとに、生徒指導が機能した学級作りがなされた。

【早期発見】

- *児童の様子を、担任をはじめ全教職員で見守り、気づいたことを共有する場を設ける。
- *年2回のアンケート結果や人間関係づくりプログラムなどを活用し、児童の人間関係や学校生活の悩みなどの把握に努め、教師とともに解決していこうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を築いていく。
- *様子に変化が感じられる児童や気になる子としてあげられた児童には、教師が積極的に声かけを行い、安心感をもたせる。

——昨年度の取り組みの評価——

- アンケートを基に、子どもたちの悩みに寄り添い、早期解決につなげることができた。職員会の中で、掃除、給食などの日々の取り組みのちょっとした工夫を語る時間を設け、共通理解を図ることで、安定したクラス経営をはかり、課題についてはチームで取り組むようにした。

【早期対応】

- *いじめられている児童や保護者からの訴えは親身になって対応し、児童の悩みや苦しみを受け止め、支え、守るという姿勢を示していく。
- *いじめの相談を受けたり、子どもがいじめを受けていると思われるときには早期に事実確認を行い、いじめが確認されたときには、直ちに関係諸機関への連絡をする。
- *いじめられた子どもへの支援には、最も信頼関係ができていない教師が対応し、「最後まで絶対に守る」という意志を伝えていく。スクールカウンセラーなどにも依頼し、心のケアにあたる。

——昨年度の取り組みの評価——

- 問題を抱える子の困り感に寄り添い、関係職員の理解を図り必ずチームで対応することで、クラスで抱え込まず、カウンセリング、病院など外部ともつなげることができ、解決に向かっている。

【PTAや地域との連携】

- *児童が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- *「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校・学級だより、学級懇談会、学校評議員会、健全育成推進会などで伝えて理解と協力を依頼する。

【児童生徒が自ら考える場・機会の設定】

- *道徳の時間や学級活動、ピアサポート活動を通して、思いやりの心やいじめについて考える場を設定する。
- *「いじめは決して許されないこと」という認識を持つよう様々な活動を通して考えるようにする。
- *規範意識の大切さについて、常に考えさせるようにする。

【いじめ対策委員会】

（委員）

- ・校長・教頭・主幹教諭・生徒指導主任
- ・特別支援コーディネーター・スクールカウンセラー
- ・養護教諭・PTA代表・主任児童委員

（役割）

- ・本校のいじめ防止などへの取り組みや相談内容の把握、児童・保護者へのいじめ防止の啓発を行う。

【職員研修・指導体制】

- *「いじめ問題」に関する校内研修を実施し、「いじめ」についての本校教職員の理解を深める。
- *児童の実態を把握し、五本の柱を大切に生徒指導の在り方を小さな実践から語り合うために、打ち合わせの時間を利用して教員間の共通理解を日常的に図る。
- *問題を一人で抱え込まないで、いつでも管理職や同僚への協力を求める意識をもつ。
- *いじめの把握や相談があった場合には、担任を加え、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応などについて協議して行う。情報については、児童の個人情報の取り扱いに配慮しながら、本校全職員が共有できるようにする。

【取組等の点検】

【関係機関との連携】

- *いじめが発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、必要に応じて、警察・児童相談所等の諸機関とも連携をして対応に当たる。